

## 駐輪場管理運営規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成22年12月22日 平成23年11月 9日

平成24年 9月25日 平成24年12月20日

平成25年 6月20日 平成25年 9月26日

平成26年 3月13日 平成26年11月27日

平成27年 8月27日 平成28年 3月10日

平成28年 9月15日 平成29年 8月10日

平成29年 9月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団が設置する自転車・バイク駐車場（以下「駐輪場」という。）について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
紅谷町駐輪場	平塚市紅谷町18番4
錦町第1駐輪場	平塚市錦町5番8
錦町第2駐輪場	平塚市錦町3501番3外
駅西口第1駐輪場	平塚市紅谷町1397番9外
駅西口第2駐輪場	平塚市紅谷町1389番3
駅西口第3駐輪場	平塚市紅谷町1384番8外
駅北口駐輪場	平塚市宝町1番7外
代官町第1駐輪場	平塚市代官町1番15
代官町第2駐輪場	平塚市代官町13番3
駅南口広場駐輪場	平塚市代官町39番
八重咲町第1駐輪場	平塚市八重咲町12番1号
八重咲町第2駐輪場	平塚市紅谷町3563番3外
桃浜町駐輪場	平塚市紅谷町3512番22外
八重咲町公園第1駐輪場	平塚市八重咲町10番9
八重咲町公園第2駐輪場	平塚市八重咲町11番6
八重咲町公園第3駐輪場	平塚市八重咲町10番7
駅前大通り東駐輪場	幹道31号駅前大通り線（東側歩道部）
駅前大通り西駐輪場	幹道31号駅前大通り線（西側歩道部）
宝町駐輪場	平塚市宝町1524番11外

(管理者)

第3条 駐輪場の管理者の氏名及び住所等は、次のとおりとする。

法人の名称 公益財団法人平塚市まちづくり財団

事務所の所在地 平塚市見附町31番10号

代表者の氏名 理事長

(利用車種)

第4条 駐輪場に駐車できる車種は、自転車（2輪もの）、原動機付自転車（2輪もの）及び125CC以下の普通自動二輪車（以下「バイク」という。）並びにその他管理者が特に認めたもの（以下「自転車等」という。）とする。ただし、駐輪場の構造等の理由により管理者が不相当と認め

たものについては、駐輪場に駐車できる車種を限定することができる。

(休業日等)

第5条 駐輪場は、年中無休とする。ただし、駐輪場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(供用時間)

第6条 駐輪場の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合には、供用時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認める場合には、供用時間終了後においても引き続き駐車させることができる。

(開場時間)

第7条 駐輪場の開場時間は、別表第1のとおりとし、開場時間外は自転車等の入場及び退場はできない。ただし、管理者が必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

(駐車料金)

第8条 駐輪場を利用する者（以下「利用者」という。）からは、別表第2に定めるところにより駐車料金を徴収する。

(駐車料金の納付)

第9条 駐車料金の納付は、一時駐車の利用者については利用の際に、定期駐車の利用者については、定期駐車券の交付を受ける際にそれぞれ納付しなければならない。

(駐車券の交付等)

第10条 一時駐車の利用者には、駐車料金納付の際に一時駐車券及び領収書を交付する。

2 定期駐車を希望する者は、駐輪場定期利用申込書を提出しなければならない。

3 前項の承認を受けた者には、定期駐車券及び駐車承認証を交付する。

(駐車料金の還付)

第11条 管理者は、定期駐車の利用者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金の全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 定期駐車利用の解約の申出をしたとき。
- (2) 第5条の規定により休業したとき。
- (3) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

(解約の届出)

第12条 定期駐車の利用者は、定期利用を解約しようとするときは、定期利用解約届を管理者に提出しなければならない。

(禁止行為及び違反措置)

第13条 駐輪場においては、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 駐輪場の施設設備又は他の自転車等をき損し、汚損し、若しくは滅失すること。
- (3) 発火性又は引火性の物品、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 火気の使用又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 営業行為、宣伝、募金、その他これに類似する行為をすること。
- (6) その他管理上不相当と認める行為をすること。

2 管理者は、前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は該当する行為をするおそれがあるときは、その者の利用を制限し、また退去させることができる。

(遵守事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、指定された場所に駐車し、施錠しなければならない。
- (2) 利用者は、係員の求めに応じて一時駐車券又は定期駐車券を提示すること。
- (3) 定期駐車利用者にあつては、駐車承認証を自転車等の後部の見やすい位置に貼付すること。
- (4) 自転車等に物品を積載し、又は動物類を係留して駐車しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか係員の指示に従うこと。

(損害賠償の免責)

第15条 管理者は、駐輪場において盗難又は利用者によって生じた損害については、その責めを負わない。

2 管理者は、自然災害、不可抗力その他管理上の責めに帰さない事由によって生じたき損、汚損又は滅失の損害については、その責めを負わない。

(損害賠償義務)

第16条 駐輪場の施設設備をき損し、汚損し、又は滅失させたものは、管理者の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。

(放置自転車等の処理)

第17条 管理者は、契約の期間を超えて、駐輪場に駐車してある自転車等があるとき、又は無許可で駐車してある自転車等があるときは、当該自転車等を一定期間保管した後、処分することができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年6月20日から施行する。

2 この規程による改正後の別表第2の規定は、平成23年7月1日以後の駐車料金から適用し、同日前の駐車料金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第1条の別表第2の規定、第2条の別表の規定及び第3条の別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の駐車料金から適用し、同日前の駐車料金については、従前

の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正後の別表第2の規定は、この規程の施行日以後に駐輪場を利用する者の駐車料金から適用し、同日前から引続き駐輪場を利用している者の駐車料金については、従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第6条及び第7条関係）

##### 駐輪場の供用時間及び開場時間

名 称	供用時間	開場時間
紅谷町駐輪場 錦町第1駐輪場 錦町第2駐輪場 駅西口第1駐輪場 駅西口第2駐輪場 駅西口第3駐輪場 駅北口駐輪場 代官町第1駐輪場 代官町第2駐輪場 駅南口広場駐輪場 八重咲町第1駐輪場	24時間	24時間
八重咲町第2駐輪場		午前9時から午後8時まで
桃浜町駐輪場 八重咲町公園第1駐輪場 八重咲町公園第2駐輪場 八重咲町公園第3駐輪場 駅前大通り東駐輪場 駅前大通り西駐輪場 宝町駐輪場		24時間

## 別表第2（第8条関係）

## 駐輪場を利用できる車種及び駐車料金

名 称	車種	種別	単位	金 額
紅谷町駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	1,540円
		一時利用	1日1回	100円
錦町第1駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2階 1,230円 3階 610円
	バイク（125CC以下）	定期利用	1箇月	2,670円
錦町第2駐輪場	バイク（125CC以下）	定期利用	1箇月	2,670円
駅西口第1駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	1階 2,260円 2階 2,050円
		一時利用	駐車開始から2時間までは無料。2時間を超える場合は、24時間ごとに120円	
	バイク（125CC以下）	定期利用	1箇月	3,180円
		一時利用	1回24時間ごとに250円	
駅西口第2駐輪場	自転車	一時利用	駐車開始から2時間までは無料。2時間を超える場合は、24時間ごとに120円	
	バイク（125CC以下）	定期利用	1箇月	3,180円
		一時利用	1日1回	250円
駅西口第3駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
		一時利用	1日1回	120円
	バイク（125CC以下）	一時利用	1日1回	250円
駅北口駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	1階 2,050円 2階 1,640円 3階 1,230円
		一時利用	1日1回	120円
代官町第1駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
		一時利用	1日1回	120円
代官町第2駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	1,850円
駅南口広場駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
八重咲町第1駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
		一時利用	1日1回	120円
	バイク（50CC以下）	定期利用	1箇月	3,180円
		一時利用	1日1回	250円

八重咲町第2駐輪場	自転車	一時利用	駐車開始から2時間までは無料。2時間を超える場合は、24時間ごとに120円	
桃浜町駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	1階 2,050円 2階 1,640円
		一時利用	1日1回	120円
	バイク（50CC以下）	定期利用	1箇月	3,180円
		一時利用	1日1回	250円
八重咲町公園第1駐輪場 八重咲町公園第2駐輪場 八重咲町公園第3駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
		一時利用	1日1回	120円
	バイク（50CC以下）	定期利用	1箇月	3,180円
		一時利用	1日1回	250円
駅前大通り東駐輪場 駅前大通り西駐輪場	自転車	一時利用	駐車開始から2時間までは無料。2時間を超える場合は、24時間ごとに100円	
宝町駐輪場	自転車	定期利用	1箇月	2,050円
	バイク（125CC以下）	定期利用	1箇月	2,670円

（注）定期駐車の契約期間は、1箇月以上6箇月までの期間とする。